**○関東地方整備局告示第三百四十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　関東地方整備局長　菊川　滋

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百九十八号 | 市川市国分六丁目一〇一一番一地先から同市国分六丁目九九八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局首都国道事務所 |
| 〃 | 市川市国分一丁目八八二番二地先から同市国分一丁目七九八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |

供用開始の期日　平成二十二年九月三日

**○北陸地方整備局告示第百号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 氷見市藪田字東一九五番一地先内 | 前 | 一三・六〇～二四・八〇メートル | 〇・〇二九キロメートル |
| | 後 | 一六・二〇～二七・六〇メートル | 〇・〇二九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第百一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百六十号 | 氷見市藪田字東一九五番一地先内 | 北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年九月三日

**○北陸地方整備局告示第百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　金沢都市計画道路事業三・五・五号小立野線他一線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県金沢市下石引町、飛梅町及び石引四丁目地内

使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第百十九号**

石狩川水系当別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰

**○北海道開発局告示第百二十号**

石狩川水系篠津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰

**○北海道開発局告示第百二十一号**

石狩川水系須部都川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰

**○北海道開発局告示第百二十二号**

石狩川水系奈井江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰

**○北海道開発局告示第百二十三号**

石狩川水系徳富川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰

**○北海道開発局告示第百二十四号**

石狩川水系旧夕張川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰

**○北海道開発局告示第百二十五号**

石狩川水系美唄川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日　北海道開発局長　高松　泰